

住宅改修の流れ

1. 住宅改修についてケアマネジャー等に相談

- 工事を行う箇所について利用者に実際に動いていただき、身体状況・生活動線を確認しましょう。
- 利用者、ケアマネジャー、施工業者の3者で改修内容の確認をしましょう。
(必要に応じて、作業療法士等の立ち会いを求め、利用者に合った改修にしましょう。)

2. 事前に申請書類等を町へ提出

- 申請書類等を町へ提出し、介護保険の給付対象となる改修かどうかの確認を受けます。

事前に提出する書類

- (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認申請書
- (2) 住宅改修が必要な理由書
- (3) 見積書及び内訳書
- (4) 改修前の写真
- (5) 図面
- (6) 住宅の所有者の承諾書(改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合に必要)

3. 確認結果の通知

- 町は、事前申請書類等を確認し、適切な改修であると認める場合は、承諾書を送付する。

4. 施行

- 利用者は承諾書の受領後、事前申請書類に基づき改修工事を進めます。
(変更(工事内容・工事費等)が生じた場合は、町へ必ず連絡してください。)

5. 住宅改修費支給申請書類等を町へ提出

- 申請書類等を町へ提出し、事前に提出された工事内容と相違が無いかどうかの確認を受けます。

工事完成後に提出する書類

- (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- (2) 領収書(原本)
- (3) 請求書及び内訳書
- (4) 改修後の写真
- (5) 図面

6. 現地確認

- 町は、住宅改修を行った現場を確認するとともに、利用者から使用状況等の聞き取りを実施。

7. 結果通知

- 町は、申請書類及び現地確認結果を基に、当該住宅改修の必要性を審査し、その結果を通知する。